

高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市（病院局を除く。）が執行する入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）の公正を確保し、一層の適正化を図るため、入札の結果の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の範囲及び方法)

第2条 市長は、入札においては入札結果（入札経過を含む。以下同じ。）を市民の閲覧に供しなければならない。

2 前項に規定する入札結果の閲覧は、次に掲げる事項（予定価格を公表しないこととしている入札にあつては、第6号に掲げる事項を除く。）を記載した入札経過表（物品の買入れ等に係る指名競争入札の事務について財務会計システムにより処理した場合は様式第1号、その他の場合は様式第2号）を使用するものとする。

- (1) 工事名、業務名又は物品名
- (2) 工事場所、業務の対象となる場所又は納入場所
- (3) 開札日時（入札後直ちに開札を行う場合にあつては、入札日時）及び場所
- (4) 落札に至るまでの全入札業者名及びその入札金額
- (5) 落札業者名及び落札金額
- (6) 予定価格

3 総合評価落札方式により入札を行った場合、第1項に規定する入札結果の閲覧は、次に掲げる事項（予定価格を公表しないこととしている入札にあつては、第6号に掲げる事項を除く。）を記載した入札経過表（様式第3号）を使用するものとする。

- (1) 工事名、業務名又は物品名
- (2) 工事場所、業務の対象となる場所又は納入場所
- (3) 開札日時（入札後直ちに開札を行う場合にあつては、入札日時）及び場所
- (4) 落札に至るまでの全入札業者名並びにその入札金額及び評価値
- (5) 落札業者名並びに落札金額及び評価値
- (6) 予定価格

4 閲覧場所は、当該入札業務を所管する課とする。

(閲覧の期間)

第3条 前条第2項及び第3項に規定する閲覧の期間は、当該入札の落札者が決定した日の翌日から起算して1年間とする。

(電子入札システムによる入札結果の公表)

第4条 入札をかがわ電子入札システム（以下この条において「電子入札システム」とい

う。)を利用して行った場合における入札結果については、電子入札システムにおいても公表するものとする。

- 2 電子入札システムを利用して行った入札に係る入札経過表は、第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該各項の第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項が表示された電子入札システムの画面の写しによるものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和57年6月1日から施行し、同日以後の指名業者決定に係るものから適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）について適用し、同日前に行われた競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年2月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）について適用し、同日前に行われた競争入札については、なお従前の例による。
 - 3 改正前の高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に関する要綱様式第1号から様式第3号までに規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）について適用し、同日前に行われた競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）について適用し、同日前に行われた競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

入札経過表

契約番号

物品

No.	入札業者	第1回入札額	第2回入札額		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
摘要	入札日時及び場所： 履行場所： 「決定」とは落札者であることを表す。 上記入札金額に % を加算した金額が、地方自治法第234条第3項の申込みに係る価格となる。 空欄は欠席者（辞退届の提出がない場合）であることを表す。				

様式第3号（第2条関係）

入札経過表【総合評価落札方式】

契 約 番 号						
件 名						
工 事 場 所						
落札（決定）金額 （税込金額）				入（開）札日時及び場所		
落札（決定）業者						
No. 業者番号	指名業者（入札参加業者） 商号又は名称/代表者氏名	入札金額(千円)/評価値(小数点以下4位)				
		第1回	第2回			